

ローム記念館プロジェクトルーム使用要領

2003年6月30日制定

2006年7月11日改正

第1条（目的）

この要領は、ローム記念館プロジェクトルーム（以下「プロジェクトルーム」という。）の使用に関して必要な事項を定める。

第2条（利用目的）

プロジェクトルームは、同志社のメディアフロンティアとして自らの知を自らの探究心で進化させる環境を整備し、学生・生徒の自主活動を含めたさまざまな産官学地域連携のプロジェクトを実施することにより、新しいメディア時代を先導する有為な次世代リーダーを教育、育成する拠点とする。また、プロジェクトルームを使用して生まれた研究・開発の成果を社会に積極的に還元することを目的とする。

第3条（使用許可）

プロジェクトルームの使用許可、使用許可の取消し、使用期間の延長は、ローム記念館プロジェクト運営委員会（以下、「プロジェクト運営委員会」という。）の議に基づき行う。

第4条（使用許可の取消し）

プロジェクト運営委員会は、使用者が次の各号に該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な方法により使用許可を受けたことが判明したとき。
- (2) 正当な理由なく使用開始が著しく遅れたとき、または使用状況が著しく適正を欠くとき。
- (3) その他、プロジェクト運営委員会が使用許可の取消しが適当と認めたとき。

第5条（使用日時）

プロジェクトルームの使用日時は、原則として次に定めるとおりとする。

- (1) 使用日 大学の夏期一斉休暇及び12月29日～1月6日の間を除く日とする。
なお、当面の間は、日曜、祝日等休日の使用は行わない。
- (2) 使用時間 平日 午前9時～午後8時
土曜日 午前9時～午後5時
ただし、事前に委員会の許可を得た場合には、登録のうえ上記の使用時間外にもプロジェクトルームを使用できるものとする。

第6条（使用期間等）

- （1）プロジェクトルームの使用期間は、原則として1年以内とし、その期間は、プロジェクト運営委員会からの通知によるものとする。
- （2）使用者がプロジェクト運営委員会から通知された期間内に使用を終了又は中止する場合は、退去する1カ月前までに、書面をもって委員長に通知しなければならない。

第7条（什器、機器備品の使用）

プロジェクトルーム内の什器、機器備品の使用に当たっては注意事項を遵守し、使用中に故障が生じた場合は、使用者は速やかにローム記念館プロジェクト運営委員会事務局（京田辺校地総務課）にその旨を知らせなければならない。

第8条（事務管理経費等）

プロジェクトルームの使用及び機器備品の使用は原則として無償とする。ただし、プロジェクトにおいて一定の収入を生じた場合は、原則として事務管理経費として収入の10%を求める。なお、事務管理経費の徴収について別途の取扱いが必要な場合には、プロジェクト運営委員会において決定する。

第9条（遵守事項）

使用者は次の事項を遵守しなければならない。

- （1）公の秩序又は善良な風俗を害さないこと。
- （2）施設・機器・設備を破損又は汚損しないこと。
- （3）事前の許可なく施設・機器に特別な装備をしたり、又はその現状を変更しないこと。
- （4）使用許可を受けた施設・機器以外のものを使用しないこと。
- （5）施設・機器備品などを外部に持ち出さないこと。
- （6）他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- （7）事前に許可を得た場合を除き、物品の陳列及び販売並びにチラシ等の配布をしないこと。
- （8）火気、危険物、動物（盲導犬等は除く）を持ち込まないこと。
- （9）その他施設の管理運営に支障をきたす行為をしないこと。

第10条（什器、機器備品の搬入手続き）

使用者は、活動に必要な什器、機器備品をプロジェクトルームに持ち込むときは、あらかじめ書面によって委員長に届け出て、許可を受けなければならない。

第11条（プロジェクトルームへの立ち入り）

施設の保安、衛生、防犯、防火又は救護等管理上の必要があるときは、事前連絡なしにローム記念館を管理する大学の教職員がプロジェクトルームに立ち入り、点検等必要

な措置を講ずるものとする。

第12条（施設の管理）

- （1）プロジェクトルームの管理は、使用を許可されたプロジェクトのリーダーが、その許可された期間中責任を持って管理する。プロジェクト使用期間以外のすべてのプロジェクトルームは、ローム記念館プロジェクト運営委員会事務局（大学京田辺校地総務課）が管理する。
- （2）プロジェクトルームの利用者は、プロジェクトルーム及びフロアの実境保全(ごみ、廃棄物処理を含む)に関して、大学が定めた実境保全基準、規程等を遵守するものとする。

第13条（損害賠償）

施設・機器を毀損、汚損、滅失した場合、利用者は相当額を弁償する責務を負う。

第14条（現状回復義務）

プロジェクトルーム使用期間が終了した時は、利用者はプロジェクトルームを当初の状況に現状回復して退去するものとする。なお、その場合の費用は、利用者負担とする。

第15条（要領の改廃）

この要領の改廃は、ローム記念館プロジェクト運営委員会の議を経てローム記念館運営委員会で決定する。

第16条（雑則）

この要領に定めるもののほか、プロジェクトルームの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、2003年7月1日から施行する。

附則

この要領は、2006年7月12日から施行する。